

## みやぎ里山整備クラブ 規約

### 第1条 「名称」

本会は「みやぎ里山整備クラブ」と称する。

### 第2条 「事務局」

本会は、その事務局を会代表宅に置く。

### 第3条 「目的」

本会は、森林整備活動全般を通じて、社会奉仕を旨として行動するため、会員相互の連絡網を維持し、交流と研鑽、親睦を図り、健全な精神を育みながら下記の項目を事業目的として活動する。

- ①森林・林業に関する支援業務および普及指導の助成一般。
- ②整備を必要としている森林（里山）の整備事業。
- ③森林の役割について、保全と活用の両面から正しい認識を会得し、広く一般に普及啓発する。
- ④会報の発行および森林・林業に関する講演会・研修会の実施。
- ⑤その他必要な事項。

### 第4条 「会員・退会」

本会の会員は次の通りとする。

- ①会員 本会の主旨に賛同し、入会を希望する者。
- ②入会を希望する者は、会の定める申込書に所定の事項を記入し、会に提出する。
- ③会員は所定の年会費を納めなければならない。
- ④退会 会員は届出により退会することが出来る。また、1年以上年会費を滞納した時は、退会したものとみなす。

### 第5条 「会費」

本会の年会費は、1年間 3,000 円とする。なお、ボランティア保険加入料は会費から支出する。

### 第6条 「収支および事業年度」

- ①本会の収入は、会費のほか寄付等から成り、必要な経費はこれを以って支払う。これらの収支の健全な運営を期するため、監査人1名による監査を経た上、総会において承認を受けるものとする。
- ②本会の会計事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

### 第7条 「役員・任期」

本会に次の役員を置く。

- ①代表 1名
- ②副代表 1名
- ③会計 1名

④監査人 1名

⑤運営委員 6名以内

2、運営委員は総会において選出するものとする。

3、代表、副代表、会計は運営委員から選任する。

4、監査人は総会において選任する。

5、任期は2年とし、再任はこれを妨げない。

6、代表は本会の全体を統括し、運営委員は、これを補佐し必要に応じて会議を開き、事業等の円滑な進捗を図る。

#### 第8条 「会議」

本会は、会員をもって構成する総会、および代表が召集する役員会によって運営される。

①（総会）原則として年1回開催することとし、代表がこれを召集する。

②（役員会）代表が必要と認めたとき、あるいは現役員3名以上から請求があったときに開催する。

③（成立）総会または役員会は、半数以上の出席（委任状を含む）を以って成立する。また、その決議は出席者の過半数を以って決するものとする。

④（議事録）総会の内容は議事録として文書記録し、署名人1名以上の同意を必要とする。書記、署名人は出席者の中から議長が選任する。

#### 第9条 「安全」

①会は会員の安全確保を最優先とし、事故が生じない様常に心掛けねばならない。

②会は会の主催する活動に参加する一般参加者の安全についても、会員同様安全を第一優先に置かなければならない。

③会は全会員を対象として、ボランティア傷害保険に加入しなければならない。

④会は会の主催する活動に参加する一般参加者を対象に、事故に備えて適宜な傷害保険に加入しなければならない。

#### 第10条 「その他」

本規約に定めのない事項で、本会の運営に必要なことは役員会の決定により別に定める。

#### 付帯事項

1. 本規約は平成18年1月1日から施行する。

2. 平成18年4月10日改定。

3. 平成19年4月1日改定。

4. 平成26年4月19日改定

5. 平成31年4月20日改定（会費）

6. 令和3年5月15日改定（会費、議事録）